

教職大学院認証評価
自己評価書

令和7年6月

三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	4
V	教職大学院の強み、特長	4
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	5
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	6
	基準領域2 教育の課程と方法	9
	基準領域3 学習成果	23
	基準領域4 教育委員会等との連携	26
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	28
	基準領域6 教育研究実施組織	33
	基準領域7 点検評価と情報公表	38
VIII	法令要件事項の確認	40

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻
- (2) 所在地： 三重県津市栗真町屋町 1577
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成 29 年度、 直近の改組等年度 令和 3 年度
- (4) 入学定員数（令和7年5月1日現在）： 入学定員数 25 人

II 教職大学院の目的

三重大学大学院学則（抄）

（目的）

第 2 条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、地域社会及び国際社会における文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 条の 2 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、各研究科において、別に定める。

三重大学大学院教育学研究科規程（抄）

（目的）

第 1 条の 2 研究科は、複雑多様化する現代の教育課題の解決を目指して、教育現場との連携又は理論と実践の往還を通して、専門分野並びに教育実践における優れた能力を養うことを目的とする。

（専攻の目的）

第 2 条の 2 教職実践高度化専攻は、地域における喫緊の教育課題に取り組むため、高度な実践的指導力を備えたスクールリーダーとなる教員及び将来地域の教育を支えるミドルリーダーとなる資質・力量を備えた教員を養成することを目的とする。

Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

(1) ディプロマ・ポリシー（平成29年4月1日制定）

- ・児童・生徒の実態や教育の諸問題の理解に必要な専門的知識を修得している。（知識）
- ・専攻するコース・分野に関する教育課題について理論的・実践的な研究能力を身につけている。（技能）
- ・異文化・多世代の人と協働することや、省察的実践の意義を理解することができる。（態度）
- ・自律性をもった高度専門職業人として、継続的に理論的・実践的研究に取り組むことができる。（技能・態度）

(2) カリキュラム・ポリシー（令和3年10月27日改定）

<教育内容>

本教職実践高度化専攻（教職大学院）は、教育に関する高度専門職業人を育成することを目的として、以下の3つの授業科目群を配置し、理論と実践の往還を重視したカリキュラムを策定しています。

共通科目群

5領域（教育課程の編成及び実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導及び教育相談に関する領域、学級経営及び学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域）から成ります。

選択科目群

授業改善に関する科目群、学校改善に関する科目群、教科の内容に関する科目群、地域の特性に関する科目群、特別支援教育に関する科目群から成ります。

中核（コア）科目群

PBL演習科目、長期実習科目から成ります。

本教職大学院のカリキュラムの特徴は、三重県内の様々な教育・地域課題を探究する科目を必修の「中核（コア）科目」として位置づけている点にあります。「中核（コア）科目」には、学校・地域の教育課題についての理解を深め、その解決を図りながら協働で探究していく「長期実習科目」と、学校・地域の教育課題についてグループでのディスカッションを通して探究する「PBL演習科目」があり、これらの授業の往還により、より多角的で広い視野から課題をとらえ、解決の道を探究していきます。

<教育方法>

教育方法としては、教員集団の連携・協働を重視したチームティーチング（TT）や、学生の能動的な学修を重視した「PBLチュートリアル方式」を採用しています。「PBL（Problem/Project Based Learning）チュートリアル方式」とは、少人数グループ毎にチューターを配置して行う問題発見解決型学習です。本教職大学院では、1グループにつき複数の教員をチューターとして配置し学生同士の視点からのディスカッションや省察を促し、学修効果をさらに高めます。

学生指導には教員チームでの指導体制を構築しています。具体的には、研究者教員と実務家教員、教科と教職といった異なる専門性を有する教員がチームを組み、協働での授業づくりや実践研究を積み重ねることにより、三重県内の様々な教育課題の解決に寄与する質の高い教育指導を行います。また、教科等に関する専門的知識・技能および基礎的な指導方法・技術を身につけた新人教員、そして若手教員への指導を担える高い専門性を身につけた教員の養成を目指し、教科専門と教職専門の教員が連携して授業を行うことで、学修効果の向上を図ります。

<成績評価>

必修および選択科目の成績は、授業の性格に応じて、認識・理解の深まり、授業への積極的な参加への意欲・態度、成果物・最終レポートなどをもとに総合的に評価します。地域の教育課題解決演習では、主体的な参加

姿勢や「学修成果報告書」と関わる成果発表会（中間報告会・最終成果報告会）から教員による相互評価を行います。長期実習科目では、実習中の様子、実習日誌、自己評価書、実習校教員からの評価などを手掛かりに、評価を行います。各授業科目の成績は、AA(90点以上)、A(80～89点)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(60点未満)としています。

＜カリキュラム評価＞

ディプロマ・ポリシーにもとづく修了生の質が保証されているかどうかについて、修了生の赴任先や現任校の教員、管理職および関係者の意見などを参考にして評価します。

(3) アドミッション・ポリシー（令和3年10月13日改定）

－このような人を求めます－

学級・学校経営、学習指導方法の開発・改善、生徒指導・教育相談、教育課程、教師教育等における様々な今日の課題の解決、または教科の専門性や特別支援教育、幼児教育の知識・技能の習得による実践的授業力の向上のため、確かな指導理論の構築を目指し、より高度な実践力と応用力を身につけたい人。現職教員においては、学校現場での経験に基づき、教職大学院での明確な研修テーマや課題を持ち、それらを協働で解決し、学校や地域において指導的役割(スクールリーダー)を目指す教員。学部新卒者等においては、学校現場での実習や現職教員学生との協働により、教職に関する実践的な専門性や高度な実践力を身につけたい人。

特に、次の3点を入学者に求めています。

【探究】学校・地域の教育課題をより広い視野で探究できる人

【協働】より柔軟な発想で協働的に学び続けることができる人

【創造】地域の教育の未来を創造することに強い思いを有している人

－入学者選抜方法－

教職実践高度化専攻の求める入学者を適正に受け入れるために、小論文および口述試験による選抜を実施する。教育学に関する基礎的な知識と理解については主に成績証明書と小論文を通じて、学校・地域の教育課題に対する意欲・関心・態度については主に学修計画書と口述試験を通じて、総合的に評価・判断する。

IV 前回評価からの状況・経緯

前回評価時の令和3年度は、三重大学教育学研究科が教職大学院へと完全移行（一本化）した年度と重なっていた。教育学研究科には、教職実践高度化専攻（教職大学院）と教育科学専攻の2つが設置されていたが、令和3年4月に教職実践高度化専攻に改組した。その主な改編は、従来の学校経営力開発コースと教育実践力開発コースから、教科教育、特別支援教育、幼児教育に関わる内容が学べるコース・分野を開設したことである。具体的には、学校経営力開発コースに「経営力開発分野（現職教員対象）」と「学習開発分野（学部新卒生等対象）」、教育実践力開発コースに「教科教育高度化分野（現職教員、学部新卒生等対象）」と「特別支援教育分野（現職教員、学部新卒生等対象）」が設置され、入学定員数は14名から25名へと増加した。この定員の増加に伴って、令和3年度以降は定員充足が最大の課題となった。この課題に対応するために、広報活動の一環として、令和4年度から県内全29市町教育委員会訪問、「授業公開 WEEK」の開催、座談会や進学相談会の開催、「教職大学院研究会」の開催を行ってきた。また高等学校教員を希望する学生が増加したことに併せて、長期実習先となる高等学校の連携協力校の数を増やした。さらには、令和7年度からの教職大学院の改革を目指して、他大学を訪問してヒアリング調査（例：上越教育大学、山梨大学、鳴門教育大学、愛媛大学、鹿児島大学、宮崎大学）を行ってきた。これらの調査の結果をもとに、令和7年度からは、学校共創プロジェクト、教職チャレンジプログラム、筆記試験（小論文）免除制度、附属学校から大学院への進学、を実現した。

V 教職大学院の強み、特長

三重大学教職大学院の強みと特長は、①連携協力校の数が多く、②三重県南部地域での長期実習、③教職チャレンジプログラム、④附属学校教員進学プログラム、にある。

①連携協力校数

前回の認証評価時の令和3年度は85校であったが、令和7年度現在は約1.5倍の124校と大きく増加している。これによって学生の多様なニーズや学修テーマに応じた実習校の選定が可能になっている。

②三重県南部地域での長期実習

前回の認証評価時に高く評価された点であるが、令和7年度からは県内の多様な地域において長期実習を実施できる体制を整えている。従来は三重県南部地域、主として尾鷲市、熊野市、御浜町の学校での長期実習を行ってきたが、令和6年度には鳥羽市や志摩市の連携協力校が増えたことに伴って、三重県南部地域のなかでも、より多様な地域と学校での長期実習の選択が可能な体制を構築している。

③教職チャレンジプログラム

教職を目指す多様な人材を受け入れ、高度な専門性を持った教員として輩出すべく令和7年度入試から開始した新たな取り組みである。従来は一種免許状の取得が出願資格（進学条件）となっていたが、教員免許状を取得していない者や他の校種や教科の教員免許状を取得したい者を対象として、長期履修学生制度を活用して教員免許状の取得を目指すプログラムである。これにより、教職に関する高度な専門知識を修得するとともに、得意分野を持つ、または他分野の専門性を備えることができる。

④附属学校教員進学プログラム

附属学校園で働きながら教職大学院へ進学できるプログラムである。こちらも時間割の編成を工夫して、長期履修学生制度を活用することによって、附属学校園の教員が進学しやすい環境を整えている。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準3-2	<p>指摘事項</p> <p>ただし、シラバスについては学生が授業の内容、成績評価、教科書や参考文献について把握・確認することに留まっていることも考えられるため、教育課程の編成の趣旨に沿って育成する3つの力との関係について「学習の目的」や「学習の到達目標」欄に示すなどさらに活用されるような工夫が望まれる。</p>
<p>改善等の状況</p> <p>上記指摘は、本学が提出した「《必要な資料・データ等》資料3-2-1 令和2年度教職大学院シラバス」〔資料1〕を対照してのものだと思われる。しかしながら、当該の資料3-2-1は、基準3-2に係る状況を説明するために内容を編集したものであって、学生が実際に目にするシラバス〔資料2〕は、当該の資料より多くの情報を含んでいる。実際に学生が目にするシラバスはWeb上の電子ファイルであり、そこには当該の編集資料では省略した「ディプロマ・ポリシー」の項目があり、学生は、それぞれの授業において担当教員が下記選択肢から選択した該当項目を見ることができ、それと対照することで、各授業における教職大学院の示す3つの力との関係を把握・確認することができる。</p> <p>当該の指摘を受けて、シラバスの情報のより積極的な活用を促す指導を行なっている。</p> <p>○ 学科・コース等の教育目標</p> <p>○ 全学の教育目標</p> <p>感じる力：感性、共感、主体性</p> <p>考える力：幅広い教養、専門知識・技術、論理的・批判的思考力</p> <p>コミュニケーション力：表現力(発表・討論・対話)：リーダーシップ・フォロワーシップ、実践外国語力</p> <p>生きる力：問題発見解決力、心身・健康に対する意識、社会人としての態度・倫理観</p> <p>〔資料1〕 前回提出「資料3-2-1 2020 教職大学院シラバス」(抜粋)</p> <p>〔資料2〕 〔資料1〕に対応する実際のシラバスの表示</p>	

VII 基準ごとの自己評価

基準領域1 学生の受入れ

基準1-1

- アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、学校経営力開発コースと教育実践力開発コースの二つのコースを設定している。学校経営力開発コースは学校経営や学級づくり等の専門性について、教育実践力開発コースは各教科や幼児教育や特別支援教育における教育実践、学校や関連する機関との連携等に関する専門性を身につけるコースであるが、いずれのコースもアドミッション・ポリシーに沿って、受験資格を有する現職教員と学部新卒者等を受験対象とし、二つのコースを合わせて25名を募集している〔資料3〕。

学校経営力開発コースは、経営力開発分野と学習開発分野とに分かれ、経営力開発分野では地域の教育改革を主導するスクールリーダーを育成している。学習開発分野では多様で複雑な教育課題に対応できる人材を育成している。また、教育実践力開発コースは、教科教育高度化分野と特別支援教育分野とに分かれ、教科教育高度化分野では高度な教材開発力と授業力を持つ人材を育成している。特別支援教育分野では特別支援教育に関する高度な専門性をもつ人材を育成している〔資料4〕。

また、標準修業年限は2年としているが、職業を有する者等を対象に長期履修学生制度（3年又は4年）を設けている。加えて、教員免許状未取得者や二種の者、他の教科の教員免許状を追加で取得することを希望する者を対象に、長期履修学生制度による「教職チャレンジプログラム」を設けている〔資料3〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料3〕 令和7（2025）年度三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻（教職大学院）学生募集要項

〔資料4〕 三重大学教職大学院・大学院案内 2025

観点1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

現職教員と学部新卒者等の受験生の公平性を確保するため、現職教員と学部新卒者等とで異なる入学者選抜を行っている。選抜は、筆記試験（小論文）、口述試験、学修計画書、成績証明書等を通して総合的に評価して判断している。また、現職教員受験生に対しては地域の教育改革を主導するスクールリーダーとなる人材を、学部新卒者等受験生に対しては多様で複雑な教育課題に対応できる人材を受入れるため〔前掲資料4〕、特に口述試験において、現職教員受験生には自らの教育実践を、学部新卒者等受験生には自らが目指す学習指導を問う試験内容としている〔資料5〕。

選抜にあたり、アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生を受入れるため、筆記試験（小論文）の作問委員は委員会を開催し、協議のうえで作問を行っている。また、試験時間以内に解答可能なアドミッション・ポリシーに則った問題であるか等を作問委員及び入試委員で点検する〔資料6〕。口述試験委員はアドミッション・ポリシーや採点基準等を記載した資料に基づいて事前の打ち合わせを行い、試験では進行表のマニュアルに沿って進めていく〔資料5〕。各試験委員の構成は、実務家教員や様々な専門性を持つ研究者教員が偏らないよう申し合

わせを作成している〔資料7〕。他に、入学後の学びをより豊かにするため、志願者は、自身が希望する研究内容に適合する専門性をもつ大学院教員と事前相談したうえで志願票を作成するよう学生募集要項に記載している〔前掲資料3〕。

なお、令和7年度入学者選抜試験から導入した筆記試験（小論文）免除にあたっては基準を設定しており、公平性を確保するため、基準を満たした者が筆記試験（小論文）を免除されるようにしている〔資料8〕。また、筆記試験（小論文）免除者及び筆記試験（小論文）の基準が達している者を対象に、成績証明書や学修計画書等及び口述試験を総合した評価が上位の者から合格者を出すようにしている〔前掲資料3〕〔資料9〕。

志願者の平等性を確保するため、年間複数回実施する入学者選抜は、現職教員受験生の新年度の異動に差し支えない範囲において、原則いずれの日程においても受験資格を有する現職教員及び学部新卒者等のすべての志願者が受験できる体制としている。また、障害等のある志願者に対しては事前相談の期間を設けており、受験上の配慮を実施する体制を、職業を有する等の志願者に対しては最大修業年限4年の長期履修学生制度を設定している〔前掲資料3〕。なお、教員免許状未取得者の志願者に対しては、令和7年度入学者選抜試験から導入した教職チャレンジプログラムにおいて事前に資格認定審査を実施し、認定審査を満たした者に受験資格を認めることにより、他の受験生との平等性を確保している〔前掲資料3〕〔資料10〕。

入学者選抜に関する情報として、学生募集要項及び教職大学院パンフレット、筆記試験（小論文）の過去3年間の問題を三重大学教育学部・教育学研究科ホームページにおいて公開することにより、入学者選抜の開放性を確保している〔資料11〕。また、年2回の入試説明会を開催している〔資料12〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料4〕 三重大学教職大学院・大学院案内 2025

〔資料7〕 筆記試験並びに口述試験について

〔前掲資料3〕 令和7（2025）年度三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻（教職大学院）学生募集要項

〔資料8〕 筆記試験免除推薦書

〔資料9〕 令和7（2025）年度大学院入学試験（A日程）の実施について（依頼）

〔資料10〕 教職チャレンジプログラム申請書

〔資料11〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ募集要項等

〔資料12〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ入試説明会等

閲覧資料（訪問当日閲覧資料）

〔資料5〕 口述試験一連資料

〔資料6〕 筆記試験（小論文）入試問題点検票

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の入学定員は25名であるが、令和4年度から令和6年度入学生はいずれも入学定員を下回っており、令和4年度から令和6年度までの入学定員充足率は83%であった〔前掲資料3〕。令和4年度から令和7

年度入学生の内訳は以下の表のとおりである。

表：コース・分野別等の入学者数の推移 (単位：人)

コース名	学校経営力開発コース		教育実践力開発コース				計
	経営力開発	学習開発	教科教育高度化		特別支援教育		
			現職	学卒	現職	学卒	
令和4年度入学生数	2	3	4	11	1	0	21
令和5年度入学生数	3	4	4	7	0	1	19
令和6年度入学生数	2	3	6	10	0	1	22
令和7年度入学生数	3	5	3	15	2	0	28

このことから、入学者数の確保のために、令和7年度入学者選抜試験（令和6年度に実施）から「筆記試験（小論文）免除制度」、「教職チャレンジプログラム」、「長期履修学生制度による附属学校教員進学プログラム」を導入した。いずれも、多様な学生の受入れを意図しながらもアドミッション・ポリシーに沿った適切な入学者選抜にするため、基準や資格認定審査等を設定している〔前掲資料3〕〔前掲資料8〕〔前掲資料10〕。

上記の取組のうち、教職チャレンジプログラムは、資格認定審査において可となった教員免許状未取得者や他の教員免許状の追加取得者の受入れを可能とするものである。附属学校教員進学プログラムは、本学部附属学校園に勤務しながら本教職大学院の受入れを可能とするものである。

令和6年度からは、筆記試験（小論文）の3年間の過去問題を三重大学教育学研究科ホームページに公開した。また、事前申込者に対しては、本教職大学院の授業の一部を参観・見学できるようにした。他に、これまで入試説明会や学内座談会を継続しているが、いずれもオンラインで実施しており、現職教員や他府県の受験希望者が少しでも参加しやすいようにしている〔前掲資料11〕〔前掲資料12〕。

これらの取組の結果として、令和7年度入学者選抜試験（令和6年度に実施）では、入学定員25名に対し受験者数が36名、合格者数が29名、入学者数が28名となり、入学定員充足率は112%となった。なお、入学辞退者による定員割れを回避し、入学枠の柔軟な調整によって一定の水準に達した多様な学生を受入れること、そして受験の機会を最大限に設定することを狙いとし、「追加合格」及び「追加募集」を令和7年度実施入学者選抜試験から導入している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料3〕 令和7（2025）年度三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻（教職大学院）学生募集要項

〔前掲資料8〕 筆記試験免除推薦書

〔前掲資料10〕 教職チャレンジプログラム申請書

〔前掲資料11〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ募集要項等

〔前掲資料12〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ入試説明会等

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 2 教育の課程と方法

基準 2-1

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の目的は、「マネジメント能力」「課題発見・解決能力」「未来を拓く力」の3つの力を兼ね備えたスクールリーダー・ミドルリーダーの育成である。この目的を達成するために、異なる専門性を有する研究者教員と実務家教員がチームを組み、協働での授業づくりや実践研究を積み重ね、三重県内の様々な教育課題の解決に寄与する質の高い教育指導を行っている。また、教科等に関する専門的知識・技能および基礎的な指導方法・技術を身につけた新任教員、そして若手教員への指導を担える高い専門性を身につけた教員の養成を目指し、教科専門と教職専門の教員が連携して授業を行うことで学修効果の向上を図っている。

教育課程は、「中核（コア）科目」である「PBL演習科目」、「長期実習科目」と、「中核（コア）科目」における探究を支える基礎的・基本的な知識・技能を修得する「共通科目」、探究の必要に応じて適用可能な知識・技能を修得する「選択科目」から構成されており、下図のように、理論と実践の往還を重視したカリキュラムとなっている〔資料13〕〔資料14〕。なお、上記3つの力と各授業科目との対応は、各授業のテーマに基づいてシラバスに記している〔資料15〕。



令和7年度からは、学部・大学院一体改革の柱である「学校共創プロジェクト」（教員と学生がチームを組んで地域の教育課題に向きあい、学校現場とともに解決の道を探究していくプロジェクト）の一環として、「中核（コア）科目」の授業科目である「共創省察演習」および「共創実践演習」を開始した。また、学校共創プロジェクトを通して、三重県の教育のモデルとなるような実践研究を展開し、より高度な若手育成を担えるスクールリーダーとしての力量を高めることを目的として、附属学校園で働きながら教職大学院で学ぶことができるカリキュラムを策定した〔前掲資料4〕（p. 6）。今後は、学部段階で大学院授業を先取り履修することにより、学部から大学院への円滑な接続や履修期間を短縮する改革を令和10年度を目途に行う予定である。

このように、本教職大学院は「結果」だけでなく地域教育への「貢献」も目的とし、三重県・市町教育委員会との連携のなかで地域の教育課題発見・解決を図っていくことを軸としたカリキュラムを編成し、学生が学術研究の成果（理論知）と学校現場における現象（実践知）とを結びつけながら探究し、修了後に地域の中核を担う

教員となることをめざしている。

《必要な資料・データ等》

[資料 13] 三重大学大学院教育学研究科履修の手引(p. 3)

[資料 14] 教職大学院カリキュラムマップ

[資料 15] 育成をめざす3つの力とシラバスの対応・例

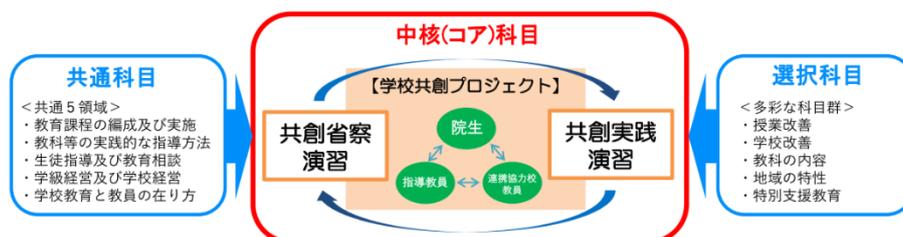
[資料 16] 三重大学教職大学院・大学院案内 2024

[前掲資料 4] 三重大学教職大学院・大学院案内 2025

観点 2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

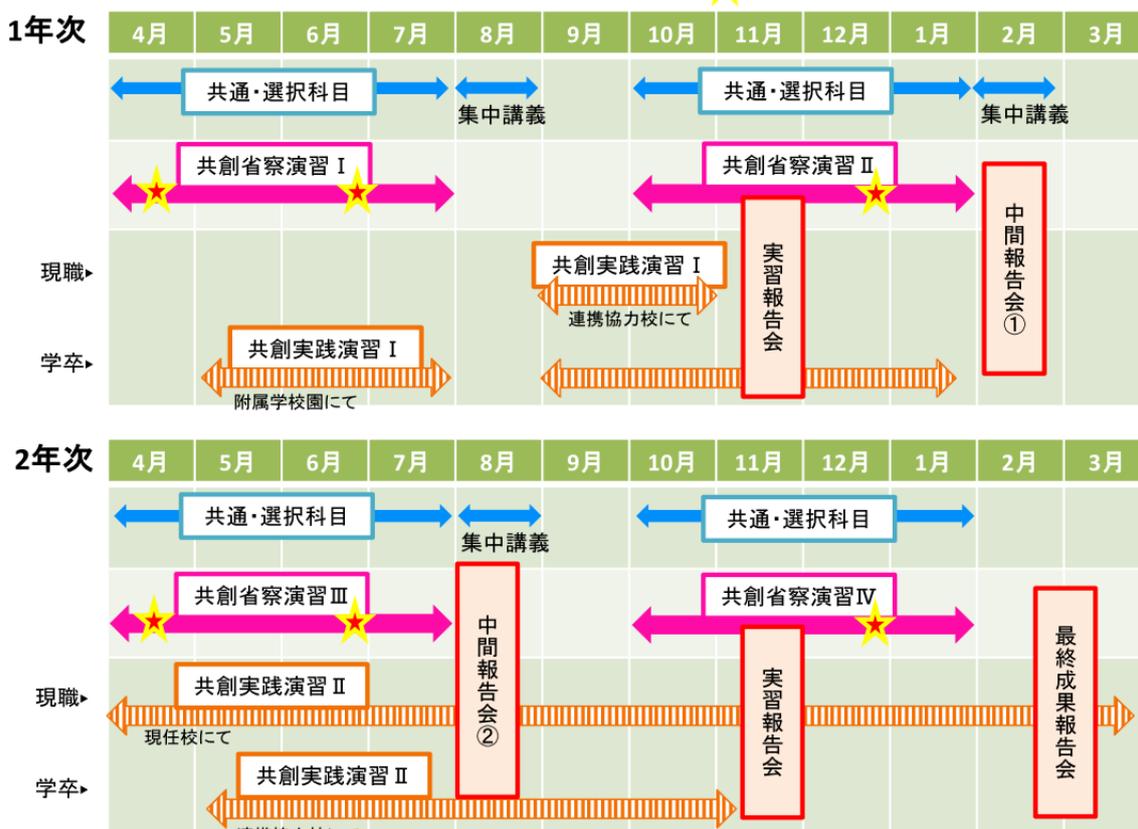
[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院のカリキュラムは、修了後に地域の教育課題を発見し解決しながら学校を改革していくスクールリーダー・ミドルリーダーを養成することを目指して編成されており、特に三重県内の様々な教育・地域課題を探究する科目を必修の「中核(コア)科目」として位置づけている点に特徴がある。「中核(コア)科目」の授業には、三重県内の学校・地域の教育課題についてグループでのディスカッションを通して探究する「地域の教育課題解決演習(令和7年度からは共創省察演習)」「PBL演習科目」と、学校・地域の教育課題についての理解を深め、その解決をめざしながら協働で探究していく「課題発見・解決実習(同、共創実践演習とする)」(長期実習科目)があり、これらの授業の往還により多角的で広い視野から地域の課題を捉え、解決の道を探求できるよう工夫している。こうした「中核(コア)科目」の探究を支える基礎的・基本的な知識・技能を修得するために、5領域(教育課程の編成及び実施に関する領域、教科等の実践的な指導方法に関する領域、生徒指導及び教育相談に関する領域、学級経営及び学校経営に関する領域、学校教育と教員の在り方に関する領域)の授業科目から成る「共通科目」及び、授業改善に関する科目群、学校改善に関する科目群、教科の内容に関する科目群、地域の特性に関する科目群、特別支援教育に関する科目群から成る「選択科目」を置いている[前掲資料 13][前掲資料 14][前掲資料 4]。そのイメージを下図に示す。



図：カリキュラムのイメージ(令和7年度から) 出典：[前掲資料 4] (p. 2)

このように体系的に編成された教育課程での学修の集大成として、各学生には「学修成果報告書」の提出を義務付けていることも本教職大学院のカリキュラムの特徴である[資料 17]。「学修成果報告書」の完成に向けては、題目の決定や内容の吟味等の日常的な指導・支援に加えて、中間報告会を複数回開催し、指導教員及び副指導教員を中心に全ての専攻科教員が連携して計画的に学生の指導にあたるよう工夫しており、そのスケジュールは下図のとおりである。



図：学修の年間スケジュール 出典：前掲資料 4 (p. 4)

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 13〕 三重大学大学院教育学研究科履修の手引 (pp. 1-5)

〔前掲資料 14〕 教職大学院カリキュラムマップ

〔前掲資料 4〕 三重大学教職大学院・大学院案内 2025

〔資料 17〕 7 期生学修成果報告書抄録集

観点 2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためどのような方策をとっているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教育課程の編成については、学外のステークホルダーも参加する「三重大学大学院教育学研究科教職大学院運営協議会」（以下「教職大学院運営協議会」という。）での審議事項でもあり、特定の学問領域に専門特化しないという観点からも、学校現場が追求する諸課題をより探究できるよう同協議会での審議を踏まえて改善を重ねている〔資料 18〕〔資料 19〕。例えば、これまでの教職大学院運営協議会では、「マネジメント」に関する授業の充実に対する意見、地域との連携に関して少子化・過疎化の観点から教育課程に対する意見、教科以外（例：生徒指導、保護者対応）の専門性の向上に対する意見、コロナ対策と ICT 活用の充実に対する意見が提起された。これらの意見を踏まえて、教職大学院の教育課程については、学校や地域の抱える課題に対応する授業内容に更新すること（例：マネジメント、少子化など）、ICT 活用については FD を通じて専門的な知見を共有すること、といった対応がとられることになった。より具体的には、①「地域の教育課題解決演習 I・III（令和 7 年度からは共創省察演習 I・III）」の中で少子化・過疎化の課題を扱うこと、②生徒指導や保護者対応については「学校改善

の理論と実践」の中で取りあげること、③マネジメントについては「スクールマネジメントの理論と実践」の中で取りあげること〔資料20〕、とする対応を行っている。

《必要な資料・データ等》

〔資料18〕教職大学院運営協議会規程

〔資料19〕教職大学院運営協議会議事メモ

〔資料20〕三重大学ウェブシラバス（学校改善・スクールマネジメント）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点 2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

授業科目としては、「中核（コア）科目」である PBL 演習科目と長期実習科目が各 8 科目と 4 科目の計 12 科目、共通科目が 11 科目、選択科目が 67 科目、開設されている。修了要件（単位数）は、下表のとおりである。

表：コース別修了要件

科目群	学校経営力開発コース	教育実践力開発コース
共通科目	5 領域各 2 科目 計 10 科目 (20 単位) 履修	5 領域各 1 または 2 科目 計 8 科目 (20 単位) 履修
中核（コア）科目	PBL 演習科目 4 科目 (8 単位) 履修 長期実習科目 2 科目 (10 単位) 履修	
選択科目	4 科目 (8 単位) 履修	6 科目 (12 単位) 履修

出典：〔前掲資料 13〕 P6, 7

「中核（コア）科目」の内容として、「地域の教育課題解決演習Ⅰ～Ⅳ（令和 7 年度からは共創省察演習）」（PBL 演習科目）では、Ⅰ、Ⅲが本学教員からの問題提起を受けての学生同士の討論、そしてⅡは学生の主体的な探究ゼミ、Ⅳは学修成果報告書作成に向けての支援を中心としている。「課題発見・解決実習Ⅰ・Ⅱ（令和 7 年度からは共創実践演習）」（長期実習科目）については、基準 2-3 にて詳述する。共通科目は、必修 5 領域に位置づく科目構成になっており、そのうち例えば「現代カリキュラム論」では、授業の中にプレゼンテーションやディベートを取り入れたり、グループ学習を行ったりする事で学生の能動的・協働的な学習を促している。選択科目は、教育現場の課題を知り解決策を探究するためと、学生の専門的な知見を広げ教育実践に生かすために、幅広く特色ある科目を揃えている（例：「ICT を用いた授業改善とアクティブラーニング」、「表現教育としての教育実践」、「地域の特性を生かした学校カリキュラムデザイン論」、「学校改善の理論と実践」など）〔前掲資料 13〕〔前掲資料 14〕〔資料 21〕〔資料 22〕〔資料 23〕。このうち「学校改善の理論と実践」では、研究者教員 1 名に加えて実務家教員 5 名がチームを組んで学生の指導にあたっており、学校改善の研究成果や理論的な事柄だけでなく、実際の学校改善のプロセスについて具体的な学校の事例をもとに学んでいる。

授業方法・形態としては、教員集団の連携・協働を重視したチームティーチングや、学生の能動的な学修を重視した「PBL チュートリアル方式」を採用し、少人数グループ毎にチューターを配置して行う問題発見解決型学習を行っている。本教職大学院では、1 グループにつき複数の教員をチューターとして配置し、学生同士の視点からのディスカッションや省察を促し、学修効果をさらに高めている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 13〕 三重大学大学院教育学研究科履修の手引 (p. 7, pp. 16-40)

〔前掲資料 14〕 教職大学院カリキュラムマップ

〔資料 21〕 三重大学ウェブシラバス・中核（コア）科目

〔資料 22〕 三重大学ウェブシラバス・共通科目

〔資料 23〕 三重大学ウェブシラバス・選択科目

観点 2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教育課程は、三重県・市町教育委員会の代表や学校の管理職代表等が参加する「教職大学院運営協議会」での審議を踏まえて教育現場の実態に沿った改善を重ねながら編成している〔前掲資料 18〕〔前掲資料 19〕。

「中核（コア）科目」では、令和 7 年度から各授業科目を「学校共創プロジェクト」の一環として位置付けた「共創実践演習」及び「共創省察演習」をスタートし、各学校現場が追求するテーマに学生と大学教員がチームを組んで共に深く関わり、三重県におけるさまざまな地域課題（少子高齢化による過疎化と小規模校化、人権・同和教育、外国につながる児童・生徒の教育、学力問題、教員層の二極化と若手教員の力量形成等）を取り上げ、その解決に向けて、理論と実践の往還による具体的な課題解決への探究を行っていく。共通科目では、「現代カリキュラム論」、「授業デザインと学習指導」、「生徒指導の今日的な課題と実践」、「スクールマネジメントの理論と実践」、「専門職（プロフェッショナル）としての教師論」、また選択科目では、「ICT を用いた授業改善とアクティブラーニング」、「表現教育としての教育実践」、「地域の特性を生かした学校カリキュラムデザイン論」、「学校改善の理論と実践」などにおいて、研究者教員と実務家教員の協働による対話的な授業を実施しており、教育現場が抱える課題等を取り上げる内容となっている。現職教員学生と学部卒学生は、これらの授業の中で互いの強みを活かし啓発し合いながら議論することで探究を深めている〔前掲資料 21〕〔前掲資料 22〕〔前掲資料 23〕。

令和 6 年度からは、現職教員学生がより高度な教育実践力の向上が進められるよう、修了生の協力のもと、同窓会ネットワークを構築したり、修了生が所属する学校で在校生が実習を行う機会を拡充したりする取り組みを開始している。この取り組みにより、学生の学外での教育実践の機会が更に増している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 18〕 教職大学院運営協議会規程

〔前掲資料 19〕 教職大学院運営協議会議事メモ（令和 3-5 年度）

〔前掲資料 21〕 三重大学ウェブシラバス・中核（コア）科目

〔前掲資料 22〕 三重大学ウェブシラバス・共通科目

〔前掲資料 23〕 三重大学ウェブシラバス・選択科目

観点 2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院の教育課程は、現職教員学生については学校現場での教職経験を学問的な知見を通じて振り返り意味づけできるよう編成され、学部卒学生については、学部段階での学びとの接続と発展を意識して、より高度で専門的な知識と技能を高めていくことができるよう編成されている。また、各授業科目のシラバスには、現職教員学生と学部卒学生それぞれに学修の到達目標を設定のうえ明記し、学生の学修に役立つよう配慮している〔前掲資料 21〕〔前掲資料 22〕〔前掲資料 23〕。

現職教員学生と学部卒学生が共修することが有効な授業内容として、具体的な授業や生活指導の場面を想定したものがあ。例えば、「学校改革の中の現代教師論」では、具体的な授業や生活指導場面の設定や想定において

は、現職教員学生の豊かな経験が活かされ学部卒学生がそれらの具体を通じて、実際の場面における授業や生活指導の工夫や手立てを発想したりすることができる。現職教員学生においては、学部卒学生から質問されることによって、これまで当たり前としてとらえてきた学校文化における常識を問い直し、新たな視点から、これまで見過ごされてきた学校教育における問題点を発見することや、検討することができる。このように、両者の特性を活かすことができる授業内容、及び、両者が必ず含まれるグループによる学習活動を取り入れた授業を展開している。

授業方法では、研究者教員と実務家教員の協働による対話的な授業が行われ、PBL 教育も充実している。PBL 教育では、課題に応じてグループに分かれ、さまざまな角度から課題を検討し、解決策や具体的提案ができるように構成されている。授業（特に「中核（コア）科目」）では、学修履歴、実務経験等に配慮し学生の主体性を発揮できる内容も設定している。例えば、「地域の教育課題解決演習Ⅱ（令和7年度からは共創省察演習Ⅱ）」では、現職教員学生においては探究テーマを自分たちで設定してアプローチ方法も考案・探究する一方で、学部卒学生においては対話的模擬授業を行うなど、現職教員学生と学部卒学生が別修することでより深い学びとなっている。

授業内容、方法・形態については、FDとして学生の声を聞きながら随時改善を進めてきており、学生からの授業内容に関する満足度は高い〔資料24〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料21〕三重大学ウェブシラバス・中核（コア）科目

〔前掲資料22〕三重大学ウェブシラバス・共通科目

〔前掲資料23〕三重大学ウェブシラバス・選択科目

〔資料24〕教職大学院での学びについて語り合う会・院生と授業を語る会

観点2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院では、学生同士の協働的な学習活動を重視する観点から、令和4年度以降全ての授業で半数以上の回を対面で実施し、いわゆる遠隔授業は実施していない。ただし、現職教員の中には子育て中の学生もおり、子どもの突然の発熱などで欠席せざるを得ない場合がある。また、何らかの感染症罹患後に、症状は落ち着いているが、自宅待機の期間中にオンラインでの受講を希望したい、授業に参加できなくても話だけでも聞きたいという要望がある。そのような場合には、当日の授業内容やこれまでの流れを勘案し、でき得る限り学生の要望に応えるなど、オンラインを希望する理由が正当であると判断できる場合は、適切に対応している。なお、サテライト・キャンパス教員との連携授業や長期実習科目の一部の回ではオンライン授業を実施している（観点5-3-4参照）が、必要な機器や通信環境については授業担当教員が準備し、学生の負担が無いよう配慮している。

また、居住地が遠方の学生や現職教員の学生のために様々な手続きや教員とのやりとりをオンライン上で行えるようにするなど、遠隔による学修支援を展開している。具体的には、本学が提供している『三重大学ホームページ在学生用ページ』を通じて、履修登録、シラバスの参照、様々な情報の確認等を行うことができる。集中授業や行事、連絡事項については、専攻独自のメーリングリスト（教員ML・学生ML）を活用して、必要な情報を速やかに学生に伝達している。そのほか、授業においても、電子教材など先端的なICT機器導入を見据えて、学生一人に対し1台ずつノートパソコンを配付し積極的な活用を行っており、授業で使用する資料の配付においては『三重大学 Moodle（学生向けに授業をサポートする学習管理システム）』を活用している。これらのきめ細かで丁寧な学修支援について、学生からは好評価を得ている。

《必要な資料・データ等》

特になし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点 2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の目的及びアドミッション・ポリシーに基づき、各コース・分野は、2つのコース、4つの分野に分けられている〔前掲資料4〕(p. 5)。この2コース、4分野の目的を達成するため、本教職大学院では、下表に示す4種類の特色ある実習を実施している。

表：実習の時期・方法等

実習名	対象学生と時期（履修年次）	目的・方法・内容
附属校実習	学部新卒学生等 1 年次	問題意識と学修テーマを明確にするために、通年で附属学校園、特別支援教育分野は附属特別支援学校にて実習を行う。
連携校実習	現職教員学生 1 年次 学部新卒学生等 2 年次	現職教員学生においては、学修テーマの再構築を主眼に置き、自らの学修テーマに基づいて連携協力校の中から長期実習校を決定し、実習を行う。特別支援教育分野については、三重県特別支援学校等で長期実習を行う。 学部新卒学生等においては、各自の問題関心や学修テーマに応じて連携協力校の中から長期実習校を決定し、定期的に教育実践に参画し、課題の明確化とその解決を追求する。特別支援教育分野については、三重県特別支援学校等で長期実習を行う。
東紀州実習	現職教員学生 1 年次 学部新卒学生等 2 年次希望者	三重県南部地域の教育の特色や課題への取り組みから学ぶとともに、学修テーマの意味を再確認するために、過疎地域における教育活動に参画する。
現任教実習	現職教員学生 2 年次	一定の所在を確定した自らの学修テーマとその課題について調査・研究を基盤としながら、現任教において日常的な教育実践を展開する。

出典：〔資料 25〕〔資料 27〕

それぞれの実習の詳細は資料のようになる〔資料 25〕(p. 4、pp. 10～11)。このように特色のあるコースを組み合わせて、教職大学院の目的である地域の学校におけるミドルリーダーやスクールリーダーの養成を目指している。

どの実習においても大切にしていることは、学生が学校の実践に責任を持って関わりながら、自らの学修テーマや課題を多角的に捉え、学校実践現場の文脈や多様性を自覚し、学校実践現場との協働で行為と評価をしながら省察することである。このような行為と評価をしながら省察を繰り返すことを「地域の教育課題演習Ⅰ～Ⅳ」と「課題発見解決実習Ⅰ・Ⅱ」として中核（コア）科目に位置づけている〔資料25〕（p.11）〔資料26〕。

さらに、令和7年度から「学校共創プロジェクト」をスタートさせた。学校共創プロジェクトとは、地域それぞれの学校が探究しているテーマと学生が関心を寄せる学修テーマをマッチングさせ、学生、地域の学校、大学教員がチームとなり、課題解決や学校改善の方途を探究していくプロジェクト演習である。「共に創造する」という意味から、これまでの長期実習の授業科目も、「課題発見解決実習」から「共創実践演習」へと名称を変更した〔資料27〕（p.6）。

この実践演習の流れについては、これまでの長期実習での系統性を重視するため、大きくは変わっていない。ただし1点だけ変更した点は、これまでの現職教員学生の東紀州実習は必修であったが、選択制にしたことである。これは学生が関心を寄せる学修テーマに幅広く柔軟に応えることに力点を置いたためである。

この学校共創プロジェクトは、「共創省察演習Ⅰ～Ⅳ」と「共創実践演習Ⅰ・Ⅱ」から構成される〔資料27〕（pp.4-6）。このように、共創省察演習と共創実践演習をPDCAサイクルで回しながら理論と実践を往還し、学生、地域の学校、大学教員が協働し、学校が目指す教育活動を共に探究していく。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料4〕三重大学教職大学院・大学院案内2025

〔資料25〕2024年度（令和6年度）長期実習の手引き

〔資料27〕2025年度（令和7年度）共創実践演習の手引き

閲覧資料（訪問当日閲覧資料）

〔資料26〕2024年度 連携校実習日誌1名分

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

連携協力校については、三重県教育委員会・市町教育委員会・各校長会とも密接な連携協力体制を構築し、推薦あるいは紹介、その後の各中学校長の承諾により、令和6年度末現在、124校を確保している。

連携協力校の数を校種別でみると、認定こども園2、幼稚園8、小学校47、中学校29、義務教育校1、高等学校18、特別支援学校19となっている。また、地区別にみると、いなべ市1、桑名市2、四日市市15、鈴鹿市11、亀山市2、名張市2、津市47、松阪市5、伊勢市1、鳥羽市5、志摩市4、尾鷲市9、熊野市15、朝日町1、川越町1、玉城町1、度会町1、紀北町1、御浜町1となっている。このように、実習先は三重県内に広くあり、学生のニーズに応じた長期実習を実現できる体制を整備している〔資料28〕。

学生の実習目的等によっては、新たな学校への実習を依頼しているが、三重県教育委員会、市町教育委員会、及び連携協力校は、全体的に好意的な対応であり、受け入れ校の拡充を図ることができている。

長期実習では、実習開始3ヶ月から4ヶ月ほど前に複数の大学教員が学生の希望校種や探究したいテーマなどをヒヤリングし、市町教育委員会や実習希望校校長の承諾を取り、実習校を決定している。希望校種とテーマとの関係で連携協力校として登録されている以外の学校が望ましいと判断した場合は、三重県教育委員会及び市町

教育委員会・各校長会等と連携し、学校長の承諾のもとで新たな学校を選定する。長期実習が始まる一か月前までに、大学教員と学生で、実習校に訪問し、「長期実習の手引き」を用いて学校長に説明をする。その際、担当学年や実習の具体的な進め方など細かな打ち合わせも行うことになっている。このように実習が有意義で円滑に遂行できるように、学生が希望する実習校の確保に努めている〔資料 29〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 28〕 連携協力校リスト一覧

〔資料 29〕 2024 年度（令和 6 年度）連携協力校実習ガイダンス資料

観点 2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学生への支援・指導体制として、全ての学生に対して「長期実習の手引き」に基づき、実習のガイダンス等を丁寧に行っている。当該実習校の学校長等に対しても、誓約書の提出・実習計画書の事前説明を学生と指導教員が直接に訪問するなどして長期実習の共通理解を図るとともに、学生への指導・支援を依頼している〔前掲資料 25〕(pp. 9-10、pp. 17-20、p. 24)。

実習中は当該実習校の指導教員・管理職等からの指導・助言に加えて、大学の各指導教員は各学生に対して 1 ヶ月に 1 回程度巡回して指導・助言を行っている。特に、宿舍利用による東紀州実習に関しては、東紀州サテライト職員の協力の下、宿舍等における健康管理・緊急時の対応等、万全な体制を構築している〔前掲資料 25〕(pp. 17-19)。

実習期間中、学生は、実習日誌を記入し、実習校の指導教員や管理職等に省察の記録を提出し、指導・助言をいただくとともに、最終日には実習の自己評価を当該実習校へ提出している。実習を終えて大学へ戻った後には、実習報告書を作成し、報告会等を実施している。成績評価は、まず学生が 3 つの観点別に自己評価を行い、その上で当該実習校の管理職がコメントを記入して大学へ提出される。その評価に基づいて、最終的には教職大学院の教員が評価を行っている〔前掲資料 25〕(pp. 21-23、pp. 25-26)。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 25〕 2024 年度（令和 6 年度）長期実習の手引き

観点 2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

現職教員学生が 2 年次に行う現任校実習については、特に、実習時間の確保と学校関係者の協働理解のために、現任校の校長へは、週日課表等実習時間を位置づけること、実習場所の確保、他教職員への理解の促進などをお願いしている。この実習にあたっては、実習計画書の作成・説明を指導教員・学生・当該実習校管理職で行うとともに、学生が大学院に来校する木・金曜日に相談・指導するだけでなく、実習中も随時、指導教員が訪問指導している。

現職教員学生の学修テーマによっては、教職大学院と他の関係機関の連携協力の上に、研究や実施検証を進めていかなければならない場合もある。その場合、学修テーマを媒介として本教職大学院が関係諸機関と連携・協

働して、実習を支援する体制ができている〔前掲資料 25〕(p. 10)。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 25〕2024 年度（令和 6 年度）長期実習の手引き

観点 2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

専門職大学院設置基準第 29 条第 3 項には、「教職大学院は、教育上有益と認めるときには、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、第一項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる」とある。この法的根拠により、附属学校園から大学院への進学者については、必要な書類とレポートを提出し、承認されれば、これをもって長期実習の単位として認定し、実際の実習活動を免除している。なぜなら、附属学校園は、先進的な教育について研究を深め、地域の学校に貢献するという使命を担っており、また、教員養成のため、毎年、多くの教育実習生を受け入れ、指導にあたっているからである。このように、附属学校園の職員が担う日常的な教育活動、それ自体が実習の免除として認められる実務経験と考えることができる。

実務経験により単位認定できる実習科目は長期実習科目となる共創実践演習Ⅰ（5 単位）と共創実践演習Ⅱ（5 単位）の合わせて 10 単位である。具体的な手続きは、単位認定を受けようとする実習科目ごとに、実習科目免除申請書、教職経験確認票（勤務先の所属長が記入）、実習科目単位認定に係るレポートを提出期限までに提出する。その後、三重大学教育学部・三重大学大学院教育学研究科教務委員会で審査され、研究科委員会で審議され、三重大学大学院教育学研究科長が許可する流れとなる〔資料 30〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 4〕三重大学大学院案内・大学院案内 2025

〔資料 30〕三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程における教職経験を有する者に係る実習単位の認定に関する細則

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点 2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

授業科目の評価の方法と基準については、ウェブシラバスに明記している。具体的には、授業の性格に応じて、認識・理解の深まり、授業への積極的な参加への意欲・態度、成果物・最終レポートなど複数項目をもとに総合的に評価し単位の認定を行っており、各授業科目のシラバスには「成績評価方法と基準」を明記している〔前掲資料 22〕。複数名で担当する授業の成績評価については、担当者相互の評価のチェックを経て行っている。各授業科目の成績は、全学的な基準である「三重大学大学院成績評価ガイドライン」に則り、AA（90点以上）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）とする。成績評価は、以下の表に定める区分により行っている〔資料 31〕。

表：成績評価の区分等

判定	評点	評価点	評定	評価内容基準	成績通知書への記載	成績証明書への掲載
合格	95～100点	10	AA	科目内容を修得し、到達目標を優れて満たしている	あり	あり
	90～94	9				
	80～89	8	A	科目内容を修得し、到達目標を十分に満たしている	あり	あり
	70～79	7	B	科目内容を修得し、到達目標を概ね満たしている	あり	あり
	60～69	6	C	科目内容を修得し、到達目標を必要限度満たしている	あり	あり
不合格	60点未満	5以下	D	科目内容を修得したと認められず、到達目標を満たしていない	あり	なし

出典：〔資料31〕

なお、単位認定は各学期の終わりに行われる。

修了の認定は、三重大学学位規則、三重大学大学院教育学研究科規程、教職実践高度化専攻（教職大学院）学修成果報告書評価要領に沿って行われる〔資料32〕。

「学修成果報告書」については、最終年度2月中旬開催の「最終成果報告会」での発表を経て、各指導教員・副指導教員の審議・評価を通じた「学修成果報告書の審査要旨」及び「学修成果報告書の審査及び最終試験結果報告書」を作成し、それらの教育学研究科委員会での報告・審議をもって修了認定が行われる〔資料 33〕。以上の事柄は、「履修の手引き」に記載し学生に周知している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 22〕 三重大学ウェブシラバス・共通科目

〔資料 31〕 三重大学大学院成績評価ガイドライン・成績評価に対する照会と申立手続に関する要項

〔資料 32〕 学修成果報告書評価要領

〔資料 33〕 20240306_研究科委員会議事概要

観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

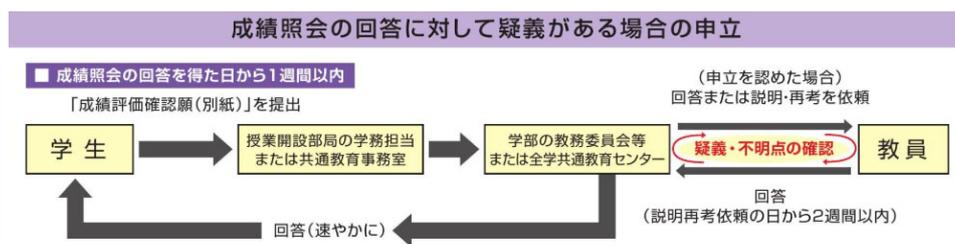
〔観点に係る取組・改善等の状況〕

「三重大学大学院成績評価ガイドライン」では、「成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に応えるものとする。」と成績評価者の説明責任が明記されている。日々の学修評価に対する学生からの質問等については、授業者は各授業のオフィスアワー等の時間を活用してその説明責任を果たしている。更なる成績評価に対する照会と異議申立てに関する手続き及び対応は、「三重大学大学院成績評価に対する照会と申立手続に関する要項」に規定されており、下図に示すように、概ね以下のとおりになっている。

- ・学生は、授業開設研究科の学務担当を通して、研究科の教務担当委員会等に成績照会することができる。
- ・研究科の教務担当委員会等は、授業担当の教員に照会に対する回答を依頼する。
- ・授業担当の教員は、依頼された日から2週間以内に研究科の教務担当委員会等に回答を行うものとする。
- ・研究科の教務担当委員会等は、成績照会をした学生に速やかに回答を行うものとする。

また、その回答に対して疑義がある場合の申し立てについても、同様に厳密に手続きが定められており、本研究科でもこの規定に則って適切に対応している。

なお、授業担当教員は、成績評価の訂正等を行った場合は、「教務情報システムにおける学生データ取扱要項」に基づき、速やかに成績データの処理を行っている。



図：成績照会の回答に対して疑義がある場合の申立対応の手順等

出典：〔資料 34〕

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 31〕 三重大学大学院成績評価ガイドライン・成績評価に対する照会と申立手続に関する要項

〔資料 34〕 三重大学学生便覧抜粋

〔資料 35〕 令和 6 年度成績評価分布

観点 2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院の全ての授業で、授業への参加度（授業内の課題、振り返りコメント）や成果物（最終レポート「学修成果報告書」等）など複数の項目を取り入れて成績評価を行っている他、複数の研究者教員及び複数の実務家教員が担当する授業にあつては、担当者相互でアイデアを出し合つて工夫し妥当性もチェックしている。

実習科目では、学生にも配布する「長期実習の手引き」において、評価の観点として

- ・実習校への関与（実習計画を協議で決められたか、実習校で実習活動を展開できたか）
- ・個人の研究実践（課題を探究できたか、学修テーマを再構築できたか）
- ・活動の蓄積（ポートフォリオへの記録ができたか、実習校への報告書を作成できたか）

の 3 点を設定し、評価の方法を

- ・長期実習開始前・長期実習中、教職大学院教員は上記 3 観点について継続的に評価を行い、実習記録簿へのコメントを蓄積する。
- ・実習終了後、実習校（連携校・東紀州・附属）の管理職の先生から、上記の 3 観点についてコメントを受ける。
- ・各実習の評価コメントを総合し、全実習終了後に開催される専攻会議での合議により、長期実習（Ⅰ・Ⅱ）の総合評定を決定する。

と明記し、評価を行っている〔前掲資料25〕。

以上の成績評価基準等の見直しは、各教員が毎年度行い各授業のシラバスに反映している。また、教育内容・教育方法の点検・評価は、「教職実践高度化専攻会議委員」の任務とされている「自己点検・評価に関する事項」のひとつとして、FD・点検委員会の実施に基づき専攻会議において審議している〔資料36〕〔資料37〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 25〕 長期実習の手引

〔資料 36〕 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻会議委員に関する要項

〔資料 37〕 2024 年度 FD の概況（教職大学院）

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 3 学習成果

基準 3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点 3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院において、学生の単位の修得率は極めて高く、全ての科目において単位修得率が 100%となっている。GPA の平均値は、ほとんどの学生が、各年度・学期全ての値が 3.5 を超える高い値を示している [資料 38]。修了状況については、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間で、退学者は 1 名のみである。修了者のほぼ全員が専修免許状を取得し、多くは複数の専修免許状を取得している [資料 39]。

2 年間の学修の集大成として提出される「学修成果報告書」の題目からわかるように、自らの関心に基づくテーマだけでなく、現職教員学生は所属校及び地域の教育課題を、学部卒学生は最新の教育課題をテーマに据えている [資料 40]。同報告書からは、先行研究及び先行実践を丹念に辿った軌跡を見取ることができ、学修テーマをめぐる専門的知識を身につけていることが確認できる。加えて、現職教員学生の場合は、現任校実習、学部卒学生の場合は連携協力校実習において、自らの学修テーマに基づいた実践的研究（アクションリサーチ）を行うこととなっており、「現場」にいる人々をいかに巻き込み協働していけるかという視点から実習・実践的研究を構想し、具体的な取組の報告を行っている。なお、意欲的な学生たちは、自身の学修テーマの探究の成果を『三重大学教育学部研究紀要』に研究論文として投稿しているほか、学会等において研究発表を行い、積極的に成果を公開し評価を得ている [資料 41]。また、現職教員学生の場合、所属校の校内研修において、在学中から自身の学修テーマに関する話題提供をする者も少なくない。

さらに、在学生の学習成果・効果を把握する仕組みとしては、次の 3 点がある。1 点目は、「教育満足度調査」の実施である [資料 42]。同調査は、本学の教育推進・学生支援機構により学期ごとに実施される。調査結果からは、各授業に対する総合的な満足度、授業内容の理解、新しい知識や技術の獲得、授業を通じた学習意欲の高まり、学習内容の活用に関して概ね高い数値を示していることがわかる。2 点目は、「学生と授業を語る会」をはじめとする、本教職大学院の教員と在学生在が授業について対話する場の設定である [前掲資料 24]。同会は本教職大学院の FD の一環として実施され、「授業アンケート」ではすくい上げることが難しいような、日々の授業で感じる在学生の楽しさや困難・不安などを把握できる貴重な機会となっている。3 点目は、広報紙『教職大学院 NEWS』における在学生の学習成果に関する自己省察の記述である [資料 43]。同紙では、学期末や年度末に発行される号において、在学生在が半期、1 年間、2 年間の学習成果を振り返り文書を執筆する機会を設けており、こうした記述からも在学生の学習成果を把握することができ、以降の授業改善、教育・研究活動の充実に向けて役立てている。

《必要な資料・データ等》

[資料 38] 単位修得状況及び GPA 一覧

[資料 39] 専修免許状の取得状況

[資料 40] 学修成果報告書題目及び評価委員

[資料 41] 在学生の研究成果

[資料 42] 「教育満足度調査」調査結果の分析

[前掲資料 24] 教職大学院での学びについて語り合う会・院生と授業を語る会

[資料 43] 教職大学院ニュース（学生の自己省察）

観点 3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

学部卒学生の進路状況をみると、令和3年度から令和6年度までの4年間の累計では、教員就職率は85%であり、正規教員としての就職率も良好である〔資料44〕。中には、当該連携協力校に新規採用教員として勤務している例もある。このことは、連携協力校実習で扱ってきた学修テーマを、新採教員となった後にも継続して探究できることを意味している。

現職教員学生については、修了後、赴任校で学年主任や校内研修委員、指導教諭等、ミドルリーダーの役割を担う者も複数名いるほか、三重県教育委員会で勤務する者もいる。これらの者は、ICT、人権、国際理解教育のコーディネーター等、本教職大学院で探究してきたテーマを活かしてスクールリーダーとしての役割も担っている。これらの事実は、本教職大学院の目的である、「マネジメント能力」「課題発見・解決能力」「未来を拓く力」の3つの力を兼ね備えたスクールリーダー・ミドルリーダーの育成が達成されているという証左である。さらに、三重県教育委員会で勤務する者のうちの1人は、本教職大学院との連携研修事業の担当となっており、県内の教員研修と本教職大学院をつなぐコーディネーターの役割を担っている。この者は、地域の教育課題を探究し解決を図り学校改革を担う人材を育成するという本教職大学院の教育活動においても、今後、大変重要な役割を果たすことになる。

《必要な資料・データ等》

〔資料44〕修了生（学部卒学生）の進路状況

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点 3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

修了生の修了後の学習成果に関する状況把握は、指導教員が赴任校を訪問し、学校長及び本人と面談する機会を設け、訪問時の記録を所定様式に蓄積するなかでデータ化〔資料45〕を試みている。諸事情により、訪問が実現できない場合は、メールや電話を通じての状況把握も行う等、臨機応変に対応もしている。

また、修了生の赴任校が本教職大学院の連携協力校となっている場合もある。その場合は、在学生の長期実習に関する打合せ等の機会を活用し、修了生の状況把握を行っている。加えて、「中間報告会」「最終成果報告会」等の開催案内〔資料46〕〔資料47〕を修了生に送付しているとともに、令和5年度から開催されている「教職大学院研究会」の開催案内〔資料48〕も送付している。そして、実際に修了生の参加があった場合には、そうした機会を利用して修了生の状況を把握しているほか、教員と修了生との自主的な勉強会等も開催されており、インフォーマルな形で修了生との接点が設けられている。

これらの状況把握については、令和3年度の改組以降、学生定員が増加したため、修了生の状況を一括して把握できるシステムとして、学内で用いられているLMS（学習管理システム）であるMoodleを用いて効率化を図っている。

《必要な資料・データ等》

[資料 45] 修了生訪問記録様式

[資料 46] 「三重大学教職大学院 中間報告会」チラシ (R3-R6)

[資料 47] 「三重大学教職大学院 最終成果報告会」チラシ (R3-R6)

[資料 48] 「三重大学教職大学院研究会」開催案内(第1回・第2回)

観点 3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。またはどのように把握しようとしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

入学時に市町教育委員会及び所属校長と相談のうえで決定される現職教員学生の学修テーマは、所属校及び地域の教育課題を反映させたものとなっている。そのため、学生たちがこうした実践的研究を推進すること自体が、学校や地域に貢献し学習成果を還元していることにもなる。

こうした学習成果に関する実態は、上述したように、修了後の修了生に対する聞き取り調査、赴任先の学校関係者等からの意見聴取により明確になっているものである。その結果は良好であり、本教職大学院では継続的に聞き取り調査や意見聴取を行い、学習成果の把握・検証に努めている。さらに、令和5年度から「教職大学院研究会」(前掲資料 48)を開催し、学外の第一線で活躍されている研究者による講演とともに関連する報告を修了生が実施する機会を設けるとともに、修了生同士が実践を報告・交流する機会を設け、修了後に教職大学院での学びがどのように生かされているかを確認する場となっている。さらに、大学で開催される研修・研究企画を紹介するなどを行い、修了後も実践的研究を継続できるようにするなど多面的に支援を行っている。

修了生は、積極的に校内・校外研修の講師や若手教員の指導・支援にも取り組んでおり、高い評価を受けている。しかし、修了後に県内各地の勤務先に在籍するため、修了後の学修成果を継続的に把握するのが難しい。そこで定期的に修了生に向けたアンケートを実施するなどにより、これらの成果を短期的・中長期的なスパンによってデータ化し、学外への発信も積極的に行っていく必要がある。このことが、短期的、中長期的なさらなる改善の一助になるものと考えられる。

《必要な資料・データ等》

[前掲資料 48] 「三重大学教職大学院研究会」開催案内(第1回・第2回)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 4 教育委員会等との連携

基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、三重県教育委員会の施策や「賛同書」〔資料 49〕に示される県独自の教育課題に対応するため、平成 12 年に締結した三重県教育委員会との連携協力協定に基づき、地域に根ざした教育・研究の発展に取り組んできた。それに加え、津市教育委員会（平成 16 年）、四日市市教育委員会（平成 18 年）とも協定を結ぶ等し、県内の教育委員会との意見交換を継続的に行っている〔資料 50〕。

この協力関係を基に、「三重大学大学院教育学研究科教職大学院運営協議会」と「三重大学大学院教育学研究科教職大学院長期実習協議会」を設置し、教職大学院の機能強化を図っている。運営協議会は、三重県の教育課題を解決できる教員の育成を目的とし、三重県教育委員会、市町教育委員会、附属学校代表などが参加し毎年開催されている〔資料 51〕。また、長期実習協議会は、長期実習の調整・改善を目的に、三重県教育委員会や連携協力実習校の代表者などで構成され、毎年開催されている〔資料 52〕。

本教職大学院では、三重県教育委員会が平成 30 年に策定した「教員育成指標」と対応させ、「マネジメント能力」「課題発見・解決能力」「未来を拓く力」の 3 つの力を備えた教員を育成することを目指している。そのため、同教育委員会と連携しながら学修活動を展開し、「学級づくりへの実践的アプローチ」などの選択科目では、三重県総合教育センターで授業を実施し、教職大学院学生と初任者研修生が交流できる機会を提供している〔資料 53〕。長期実習についても、各教育委員会の支援を受けながら実施校を選定し、実習を進めている〔資料 50〕。

また、研修機能の連携にも注力し、三重県内の研修リソースの相互提供システムを構築し、県総合教育センターが持つネット DE 研修や研修講座を活用できるようになっている。一方で、教職大学院は初任者研修・教職経験者研修の一部を担い、学部新卒学生が受講することで、初任時に初任者研修の一部が免除される仕組みも整えている〔資料 53〕。

さらに、本専攻の教員が三重県総合教育センター等の研修会で講師を務めるほか、三重県内教育委員会の委員として参画することで、県内の教育活動の充実に貢献している。また、多様な人材を教職に結びつけるため、本大学院在籍前・在籍中に三重県の教員採用試験に合格した者に対し、最大 2 年間の採用保留が可能となるインセンティブ制度が導入されている。三重県教育委員会との人事交流も進められ、現職教員の派遣が継続している〔資料 54〕。

今後、派遣された現職教員が学びやすい環境を整えるため、令和 7 年度以降は、必修科目を 2 年目の現職派遣教員が出校する曜日に集中開講するカリキュラムを準備している。

人事交流については、職員の資質向上及び教育研究の一層の活性化と充実を図ることを目的に、平成 28 年に三重県教育委員会との人事交流に関する協定を締結し、本教職大学院に教員 2 名（任期 2 年）を受け入れている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 49〕 設置についての三重県教育委員会「賛同書」

〔資料 50〕 市町教育委員会との協議の記録

〔資料 51〕 「三重大学大学院教育学研究科教職大学院運営協議会」規約

〔資料 52〕 三重大学大学院教育学研究科教職大学院長期実習協議会規程

〔資料 53〕 R3-R6 三重大学教職大学院連携講座実施概要

〔資料 54〕 教育委員会からの現職教員院生派遣の実績

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 5 学生支援と教育研究環境**基準 5-1**

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点 5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、1名の学生に対し1名の指導教員と複数の副指導教員を配置し、教育・研究指導にあたっている。指導教員・副指導教員は研究者教員と実務家教員の組み合わせを基本としている〔資料 55〕。各教員の指導体制を明確にするために、「指導教員・副指導教員業務確認シート」〔資料 56〕を作成し実際の履修指導・学修支援に活用している他、各指導教員は学生生活全般にわたるアドバイザー（チューター）として相談の対応場所・時間を定めている。また、学生の学修テーマ探究の進捗状況を報告する「中間報告会」、同報告会の報告書提出後に2年間の学びの集大成を報告する「最終成果報告会」を開催している。これらの報告会には全ての研究科教員が参加し、各学生の研究報告について、教員と学生が1対1で議論するなどして研究指導に関わっており、その成果は学修成果報告書の充実に反映される。報告会は「一般公開」としており、現職教員学生の所属校や連携協力校等に開催案内を送付し参加を募っている〔前掲資料 46〕〔前掲資料 47〕が、こうした成果発表の場が、学校、地域等への学生の学修成果の還元となっている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 55〕 指導教員及び副指導教員について

〔資料 56〕 指導教員・副指導教員業務確認シート

〔前掲資料 46〕 「三重大学教職大学院 中間報告会」 チラシ (R3-R6)

〔前掲資料 47〕 「三重大学教職大学院 最終成果報告会」 チラシ (R3-R6)

観点 5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

修了後に本教職大学院で進めてきた実践的研究を継続する学生も多くみられる。そうした継続を促す仕組みの1つとして、『三重大学教職大学院論集』への修了生の論文投稿を認めており〔資料 57〕、令和5年度から専任教員の呼びかけのもと、主体的・協働的に「学び続ける教師」を支援することを意図して「三重大学教職大学院研究会」を企画・開催し、その中で修了生が研究発表を行う機会を設けている〔資料 58〕。また、修了後も「中間報告会」及び「最終成果報告会」への参加を積極的に呼びかけ、修了生と在学生のネットワーク構築に努めているほか、修了後も本教職大学院の指導教員等との共同研究を継続するなど、修了生の新たな学び直しや学校や地域での成果還元が可能となる支援を心がけている。そうした支援を契機として、修了後も研究論文等の執筆や学会における研究発表に積極的に取り組む者や、科学研究費助成事業（奨励研究）へ申請し採択されている者、学修テーマに関する研修会に講師として招聘される者なども少なくない。

令和6年度から、修了生の協力も得てメーリングリストを作成し、各々が現任校や教育委員会などの教育の現場においてどのような立場でどのような役割を担い、新たにどのような教育課題を探究しどのように解決を図ろうとしているかなど、修了生の現在の状況を把握するとともに、修了生たちに教職大学院の行事の情報を伝達できるようにしている。また、指導教員が修了生の勤務校を直接訪問し状況把握を行っている。なお、修了生の赴任校が本教職大学院の連携協力校となっている場合もあり、その際は、在学生の長期実習に関する打合せ等の

機会を活用し、修了生の状況把握を行っている〔資料 59〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 57〕 三重大学教職大学院論集編集規程

〔資料 58〕 教職大学院研究会及びアンケート結果

〔資料 59〕 修了生・勤務先への聞き取り

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点 5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学では、学生生活やキャリア支援に関する相談は、個々の教員が学生の希望や状況に応じて情報提供やアドバイスを行うほか、本学に設置された各機関（学生活動ユニット、学生なんでも相談室（学生相談ユニット）、キャリア支援部門、教育学部附属教職支援センター等）が活用できる体制にあり、学生にもその旨を学生便覧やガイダンス等で周知している。

キャリア支援に関しては、本学及び教育学部で行っている就職ガイダンス、教採セミナー等の情報を提供するとともに、実務家教員が中心となって、相談を受けたり助言や指導をしたり、個別の教員採用試験対策などを行っている。また大学院科目「地域の教育課題解決演習Ⅰ～Ⅳ」（木曜 5～8 限）では、学部新卒学生等と現職教員学生の共同授業を通して、学校現場の情報を提供してきた。

ハラスメント防止対策に関しては、三重大学学生なんでも相談室（学生相談ユニット）、学部のハラスメント相談員、ハラスメント対策委員会等の情報を提供し、活用できる体制をとっている。教育学部・研究科独自では毎年、全学部生、大学院学生、研究生、教職員を対象としたハラスメントアンケート、教職員を対象とした FD を実施し、ハラスメント防止・対応の取組を行ってきた。新たな取組として、令和 5 年度からは学外相談窓口を設置しており〔資料 60〕、令和 6 年度からはハラスメント防止研修をおこなっている〔資料 61〕。

メンタルヘルス支援については全教員が個別に対応するほか、月に 1 回開催されている教職実践高度化専攻会議で学生の情報を共有する機会を設けている。また、必要に応じて学生なんでも相談室（学生相談ユニット）や保健管理センター（こころとからだの健康相談、心理カウンセリング）〔資料 62〕〔資料 63〕等が活用できる体制が整っており、その情報を学生にも伝えてきている。なお、令和 3 年度から令和 6 年度までの合理的配慮申請は、4 年間で 0 件であった。

《必要な資料・データ等》

〔資料 60〕 ハラスメント相談に係る学外相談窓口の設置について

〔資料 61〕 ハラスメント研修

〔資料 62〕 保健管理センターこころとからだの相談

〔資料 63〕 保健管理センター心理カウンセリング

観点 5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学では従来、学部生・大学院生に対する入学料、授業料の免除、納入猶予の制度があり、学生便覧や大学ウェブサイト等で周知している〔資料 64〕。令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間の申請件数は、入学料免除については 11 件、授業料免除については前期と後期あわせて 53 件、奨学金返還免除については 3 件であった。選考の結果、入学料については半額免除 6 件、授業料については全額免除 39 件、半額免除 19 件、奨学金返還免除については 2 件であった。これらのうち現職職員学生による申請は半期の授業料免除 1 件であり、選考の結果、半額免除された〔資料 65〕〔資料 66〕。

奨学金についてはこれまでどおり、全学的な支援制度として日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の奨学金制度が利用でき、本学学務部学生支援チームにおいて学生への紹介、相談、手続きを行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響で、家計が急変し、授業料の納付が困難な世帯の学生に対して、緊急支援措置として授業料の免除申請を受け付けている〔資料 64〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 64〕 三重大学緊急支援措置に関するウェブサイト

〔資料 65〕 三重大学大学院教育学研究科における学業成績等優秀学生候補者選考委員会内規

〔資料 66〕 教職大学院学生入学料授業料免除の状況（直近 5 年間）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点 5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の授業は、本学の「教育学部附属教職支援センター」内のレクチャールームと e ラーニング学習室で行っている〔資料 67〕。レクチャールームには学習用机・椅子が 80 席あり、教職大学院の講義や演習に使われている。部屋内には、遠隔テレビ会議システムが設置され、東紀州サテライト学舎の教員が参加した遠隔授業が行われてきている。レクチャールームには、ビデオプロジェクタ及びスクリーン（左・右・中央の 3 セット）、チョークが使える黒板が設置されており、授業内容に応じてこれらの設備を活用している。例えば、教員・学生がプレゼンテーションする場合は、中央のスクリーンを使用し、講義を行う場合は、左側のモニタに講義用のパワーポイントを映し、反対側に遠隔テレビ会議システムや Zoom の画面を映している。また、右側のみスクリーンを使用し、左側は黒板を使用するといった方法も実施している。

e ラーニング学習室は、レクチャールームの半分の大きさの部屋だが、2 つの部屋がアコーディオンカーテンで仕切られている形となっており、カーテンを開けると、100 人以上の授業や学習成果発表会の会場として利用できる。e ラーニング学習室では、六角形に並べられた机が 7 セットあるとともに、電子黒板も設置されており、学生はそこでノートパソコンを使用し、グループ活動ができるようになっている。特に、本学で先進的に進めてきた PBL が行きやすくなっている。

そのほか、学生が自主的に学習できる環境としては、「教育学部附属教職支援センター」内に、教職大学院院生

自習室、教職大学院協働学習室を設置している。教職大学院院生自習室は現職派遣学生・学部新卒学生と一緒に利用しており、141 m²の面積で、学生2学年41人（令和6年度在籍生）が学ぶには十分な広さである。学生用の机として、1年次用に120～140cm幅の机、2年次用に180cm幅の机があり、個人のスペースが確保されている。協働学習室は、数人のゼミで活用し、グループでの協働作業ができる部屋として利用されている。プレゼンテーションコーナーは、ビデオプロジェクタとスクリーンを設置しており、8人程度までのゼミや発表練習用に使われている。そのほか、協働作業ができる机や大判プリンタがあり、実践資料の整理や教材作成のために活用されている。インターネット接続のコンピュータやプリンタを複数設置しているため、授業等で使う資料の準備も可能となっている。これら教職大学院院生自習室や教職大学院協働学習室を活用して、現職派遣学生・学部新卒学生が交流しながら学修を進めている。

なお、県との交流人事での派遣教員を含め、各教員の研究室が準備されており、学生の個別指導等に活用されている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 67〕教職支援センター平面図

観点 5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本学情報基盤センターにおいて高速で堅牢なネットワーク環境が整備されており、教育研究活動に必要な各種システム・ソフトウェアが提供されている。学生は各自の「統一アカウント」により情報ネットワークを利用している。この「統一アカウント」によって、学内全体でWi-Fiを利用した無線インターネット接続が可能となっている。加えて、本学情報基盤センターにおいては、Moodle (P.15 参照) というLMS (学習管理システム) が運用されており、これらを用いて授業内外の学習を進めたり、研究活動が行われている。さらに、研究活動に利用可能なサイトライセンスソフトウェアが提供されるとともに、Google や Microsoft のクラウドサービスを利用できるアカウントが付与されている。また、サポートデスクが設置され、学習・研究の支援態勢が整えられている。教育学部附属教職支援センターでは、eラーニング学習室に設置されている電子黒板を用いながら、学校現場での一人一台PC導入やICT学習利用等のギガスクール構想に対応した教職大学院での学修を進めている。

《必要な資料・データ等》

特になし

観点 5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学生用の図書等に関しては、教職大学院院生自習室・教職大学院協働学習室に図書コーナー、教科書コーナーを設け、学生の自主的、協働的な学習ができるようにしている。そこには本専攻で発行している「教職大学院論集」のバックナンバーも所蔵されている。さらに、建物同じ階にある学校教育・教職大学院図書室が利用でき学修を担保している。それらのコーナーや部屋には、書籍、実践報告書、紀要、そして、教師教育関連書籍等、約1,500冊を配架している。教師教育関連書籍については、三重県教育委員会との連携により、小・中学校の全教科の全教科書を配置し、授業構想の具体化や教材制作ができるようにしている。過去の学修成果報告書については、

三重県派遣教員の教員研究室に保管されており、希望に応じて閲覧ができるようになっている。また、本学附属図書館は、平日の時間外（学期中は8時30分から20時まで開館）、土曜日、日曜日も開館している。図書の検索システムも稼働し、研究や学習に必要な学術情報を広く収集・活用することができる。オンラインの資料も充実しており、日本語および外国語で提供されるオンラインジャーナルや新聞記事、電子ブックの情報にもアクセス可能である。また、附属図書館は上記（観点5-3-2）の情報基盤センターと共にICT関連事業への学生サポートも手厚く行っている。

《必要な資料・データ等》

特になし

観点5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学は5つのサテライト・キャンパスを設置しており、その中の東紀州サテライト教育学舎において連携・共創活動をより発展・拡充させている。東紀州サテライト教育学舎の教員と遠隔会議システムを活用して遠隔授業が行われている。また、学生の長期実習科目では、東紀州地域における実習を現地の教育状況に詳しい常駐する教員と連携して実施することで、複式学級指導など少人数教育の実践を可能にしている。

《必要な資料・データ等》

特になし

観点5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の運営・教育活動等に関する予算として、教育学部が策定する予算配分基本方針に基づき「共通経費」が配分されている。この経費については教職大学院も含めた学部運営費として、印刷費、物件費等を計上するとともに、教育研究用として学生研修指導経費や教育実習経費を計上し、教育活動等を遂行するために配慮している〔資料68〕。これらの中から、実習指導にかかる旅費等も拠出されている。

これとは別に教育・研究経費について、指導教員あるいは副指導教員として担当する学生一人当たりで計算した予算が配分されている。これに加え、各分野・領域ごとに、所属する学生数に応じた指導経費を配分している。

これらの予算を使いながら、毎年、教職大学院院生自習室の机や本棚などの設備備品を整備するとともに、日々の教育研究活動に必要な備品・消耗品を購入している。なお経費面の課題として、高額機器（印刷機、大型プリンタなど）の補修・更新などにあたり予算が足りない状況も考えられるため、学部全体でこういった機器の共有を進めていくことを検討していく必要がある。

《必要な資料・データ等》

[資料68] 令和3～6年度教職実践高度化専攻予算配分書

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 6 教育研究実施組織

基準 6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

1 運営組織

(1) 大学院教育学研究科委員会

本教職大学院は、教育学研究科を構成する専攻である。大学院教育学研究科委員会は、教職大学院を含めた管理運営等の重要事項を審議する運営上の上部組織となっている〔資料 69〕〔資料 70〕〔資料 71〕。

(2) 教職実践高度化専攻会議

教職実践高度化専攻に関わる管理運営等の重要な事項を審議するために、大学院教育学研究科委員会の下に「教職実践高度化専攻会議」を置き、定期的（原則月 1 回）かつ臨時に開催する。なお、専攻会議の構成は、専任教員とし、責任者として議長を置く。審議事項は、教職課程の編成に関する事項、学生の身分に関する事項、教育実習に関する事項、課程修了に関する事項、その他専攻の運営に関する重要な事項とする〔資料 72〕〔資料 73〕。

(3) その他

本教職大学院では、専任教員が中心となり、毎月全体会議を開催し、教育（実習）内容、指導体制、運営全般について協議・評価を行っている。会議での審議内容は、「教職実践高度化専攻会議」および「大学院教育学研究科委員会」に報告され、さらに審議が行われている。

2 事務組織

教職大学院を含む大学院教育学研究科の管理運営を支える事務組織は、総括として事務長 1 名を配置し、人事、自己点検・評価、予算及び施設設備等は総務担当（7 名）が、学務関係、入試及び学生による授業評価等は学務担当（6 名）が、それぞれ担当している〔資料 74〕。学務室内に専任の担当者を配置し、教育研究活動を適切に支援できる体制を整えている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 69〕 三重大学大学院教育学研究科組織規程

〔資料 70〕 三重大学大学院教育学研究科組織図

〔資料 71〕 三重大学大学院教育学研究科委員会規程

〔資料 72〕 令和 6 年度教授会・研究科委員会等会議日程

〔資料 73〕 三重大学大学院教育学研究科教職実践高度化専攻会議細則

〔資料 74〕 教育学部チーム業務分担表

観点 6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、専門職大学院設置基準に定められた必要数 37 人の専任教員を配置しており、そのうち実務家教員は必要専任教員数の 4 割以上を占めている。その内訳は、実務家教員 15 名（みなし専任教員 4 名を含む）、研究者教員 22 名で構成されている。実務家教員は、小学校・中学校などの学校現場での実務経験（教員経験、教育行政での勤務経験、管理職経験）を有し、小学校・中学校・教育委員会・教育センターとの共同研究を推進・組織する豊富な経験を備えている。一方、研究者教員は、各分野において優れた研究業績を持ち、教員養成や学

校現場での共同研究にも深い関心をもっている。授業や実習指導では、研究者教員と実務家教員が連携・協働し、理論的な知見の習得と実践的な指導力の育成に取り組んでいる。また、カリキュラムの質を高め、指導体制を充実させるために、45人の兼任教員を配置している。なお、教員組織の詳細については、下記のとおりである〔資料75〕。

表〈教職大学院教員数〉 令和7年4月1日現在 (単位：人)

区 分		教授	准教授	講師	総数	設置審査上の規定数
専任教員		27 (8)	10 (3)	0 (0)	37 (11)	37
内 訳	研究者教員	15 (5)	7 (2)	0 (0)	22 (7)	—
	実務家教員	12 (3)	3 (1)	0 (0)	15 (4)	15

* () 内は女性教員数(内数)を表す。

出典：〔資料75〕

本教職大学院の教育上のコアとして設定されている授業(「地域の教育課題解決演習Ⅰ～Ⅳ」及び「課題発見・解決実習Ⅰ・Ⅱ」)については、専任教員が担当している。

《必要な資料・データ等》

〔資料75〕教員名簿(令和7.4.1)

基礎データ1 現況票

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の授業科目の担当については、教職大学院設置時点の平成29年度に教育課程を構成する授業科目について認定を受けている。その後の教員採用時においても、専任教員の資格基準を明確に定め、基準を満たす教員を配置している。研究者教員の採用および昇任は、「国立大学法人三重大学大学教員選考規程」〔資料76〕および「教職大学院の専任(実務家教員・研究者教員)資格基準」〔資料77〕に基づいて実施されている。授業担当教員については、適切な実務経験や研究実績を重視している。特に実務家教員については、業績に加え、教職経験(学校での実務経験、教育行政での勤務経験等)を考慮し、人事委員会で審議を行っている。その際、「国立大学法人三重大学大学教員選考規程」および「教育学研究科教員選考内規」に基づき、教授会・研究科委員会の承認を経て決定している。実務家教員の人材確保については、三重県教育委員会からの現職教員派遣を継続する了解を得ている〔前掲資料49〕。教員の採用および昇格の基準を適切に定め、それに基づき運用しており、毎年度、教員構成の見直しを行うとともに、三重県教育委員会と連携し、実務家教員の人材確保にも取り組んでいる。

《必要な資料・データ等》

〔資料76〕国立大学法人三重大学大学教員選考規程

〔資料77〕教職大学院の専任(実務家教員・研究者教員)資格基準

〔前掲資料49〕設置についての三重県教育委員会「賛同書」

観点6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

るか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

専任教員の担当授業科目数については、授業負担に偏りが生じないよう配慮している。具体的には、一人当たり共通科目2コマ、選択科目2コマ程度を担当することを基準とし、授業の多くを研究者教員と実務家教員が共同で担当することで、可能な限り負担を分散している。また、学部の専任教員とダブルカウントされる教員の負担については、教職大学院で担当する授業科目数を軽減したり、副指導教員を複数配置するなど、過重な負担とならないよう配慮している。指導学生数(3年間の総数)については、これまで学生の希望を優先していたため、教員ごとの負担に偏りが見られた。そのため、指導学生数の少ない教員の副指導学生数を増やすことで平準化を図るとともに、学生の研究相談や成果報告書の作成については、専任教員全体で支援できる体制を整えている。

《必要な資料・データ等》

特になし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

観点6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の研究環境の構築に関わって「令和5年度の教育学部および教育学研究科の基本方針」の一項目として、研究科長より「研究環境の改善・学部内研究プロジェクトの推進：研究力の向上、教員間の共同研究の促進を図るため、学部内プロジェクトを推進する。将来的に全学の卓越型リサーチセンター・重点リサーチセンターあるいは大型科研費等への申請を視野に、スタートアップ支援を行う。論文投稿の予算的支援も継続する。科学研究費助成事業等の申請率を引き続き、全学の目標値を達成するように対応する。また、共同研究、受託研究等による外部資金の獲得や地域社会や教育委員会との連携によるプロジェクト等を積極的に進める。」が示された。この方針は、令和6年度も同様に継続されており、本教職大学院の研究環境の取組・改善等の状況を示している。

具体的な状況としては、令和4年度DX推進経費が学内公募され、本教職大学院教員を中心メンバーとした「次世代デジタル化社会における教育DXの推進による教員養成・教員研修の高度化～デジタル変革による教育現場と学部間を繋ぐ「三重大モデル」の創出～」[資料78]が採択され、研究が進んでいる。また、令和5年には、学部・研究科ビジョン2030が示され、研究のビジョンとして「世界と繋がる地域の教育に貢献する研究の実現」が示され、その実現へのアプローチとして、各領域における研究の深化と拡充、領域間における研究の連関と構造化、地域の教育と研究成果との結合と発展、が示されている。令和6年には、地域共創展開センタープロジェクトとして、未来の学校創造プロジェクトを立ち上げ、AIによる言語変換技術を教育現場に取り入れることによる教育支援や教育環境の改善を目指す研究を本教職大学院教員が中心に開始している[資料79]。加えて、三重大学教育学部附属教職支援センターを中心に、教育の情報化に関する教育研究プロジェクト、教師教育研究プロジェクトが進められており、教育の情報化セミナー[資料80]、学びカフェ読書会[資料81]が開催され、教員の研究に結びついている。

個別の研究を支援するためには、科学研究費助成事業申請支援策が恒常的に行われている。また、研究成果の公表の場のために、『教育学部研究紀要』及び『教職大学院論集』の刊行が継続されているとともに、論文投稿料・

著書出版・英文校正等への支援、査読付論文投稿支援プロジェクト、オープンアクセス加速化事業による支援、論文掲載料等への支援が行われている。

《必要な資料・データ等》

[資料 78] 次世代デジタル化社会における教育 DX の推進による教員養成・教員研修の高度化～デジタル変革による教育現場と学部間を繋ぐ「三重大モデル」の創出～

[資料 79] 未来の学校創造プロジェクト

[資料 80] 附属教職支援センターフライヤ

[資料 81] 学びカフェ読書会フライヤ

観点 6-2-2 教職員の協働によるFDの活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、より良い教育を実現するためにFD活動を定例的に行っている [資料 82]。

従前からの取り組みとして、FD講演会の形で、専任教員相互の教育研究について発表し交流し、大学院での教育に関する問題意識や方法の共有を進めている。また、教職大学院での教育に関して、学生（院生）と教員が語り合う会（以降「語る会」と称する）を毎年実施しており、各教員は授業改善のための検討材料を得ている。

新たな取り組みとして、外部講師を迎えた講演会により、FDのあり方や実際の進め方やそれによって教職大学院の教育がどのように変わっていくのか、そのイメージを共有しFDに対する意識を高めた。また、入学予定の学生向けに新たに設定した授業公開期間について、これを教員向けの授業公開・授業交流の機会として位置付け、積極的な交流を促している。さらに、教職大学院での教育について、テーマを立てFD活動としてのグループ討議を行なうことを開始した。そのテーマは、教員が個々に担当する授業についての問題意識を交換することから始めたが、特に、令和6年には、本教職大学院の教育についてのアンケート調査を全学生向けに行い「就学期間中に改善されたと感じる事項」及び「今後改善が必要だと感じる事項」について自由記述にてのアンケート結果を得てその内容を全教員で共有した上で、アンケート結果をどう理解し、それぞれの教育活動をどのように活かしていくかグループ討議にて交換した。これらの取り組みは、今後も継続する予定である。

《必要な資料・データ等》

[資料 82] FD活動一覧（R4年度以降）

観点 6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、定例の専攻会議を実施している。その構成員は、研究科長、専攻長、総務・財務委員長、学務委員長、長期実習委員長、入試・広報委員長、FD・点検委員長の教員であるが、毎回、事務職員として、事務長、総務係長、学務係長、総務主任が参加している。事務職員の参加は、会議運営を目的としているだけでなく、運営に関わる協議事項について制度的側面の確認や前例の参照にとどまらず、実際の事務運営の側からのアドバイスがなされる場合や、教員の視点とは異なる視点やより広い視野からの提案がなされる場合もある。

また、本教職大学院の教育をより充実させるための教員と事務職員との学生の学修や研究の実情の理解を通しての連携を深めるために、令和6年度の修了生にかかる最終成果報告会に、事務職員として事務長、総務係長、学務係長が参加した。参加した事務職員からは「教職大学院の履修に関し、事務組織は、会議資料から「指導の

在り方」を知るだけでなく、最終の学修成果報告会で学生の学びのプロセスを垣間見ること、教員らと共に丁寧に行ってきた議論がとても大切であったことを再認識した。」「報告会を通じて、学生の教育課題への取り組みが可視化され、教員と事務職員間での理解が一層深まった。報告会がオンラインで実習校と接続されながらハイブリッド形式で実施されており、設置した機材が有効に活用されていることを確認した。」との趣旨の所感を得た。このような共通理解を広げ、深めることにより、本教職大学院の教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員との連携がより深まる方向にある。

《必要な資料・データ等》

特になし

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 7 点検評価と情報公表**基準 7-1**

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点 7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、「三重大学における内部質保証に関する規程」に従い、下記の目的に沿って、自己点検・評価を行っている。

「自己点検・評価は、本学における基本的な活動である教育、研究活動等並びにそれらを行うための組織、人員、施設・設備及び運営の全般にわたって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを目的とする。」

その具体的な方法は、本教職大学院における総務・財務委員長、学務委員長、長期実習委員長、入試・広報委員長、FD・点検委員長が、それぞれに担当する観点について、それぞれの委員会の業務として、該当する根拠資料を収集し、その資料の吟味、議論を経て、A：該当項目を満たしている・B：該当項目を満たしていない（改善が必要）の2段階の評価を行い、本教職大学院の専攻会議にてその評価結果の可否を審議するというものである。

直近の令和6年度は、該当する全項目についてAとの評価がなされ、総合して、「教育学研究科の教職課程におけるアカデミックポリシーに則ったカリキュラムの体系づけや関係機関等との連携の取組などによる成果は、現職教員および教員を志望する学生の質の保証について効果が発現できている現状にあると判断できる。」（本学教育学研究は、教職実践高度化専攻（教職大学院）の一専攻のみである）との評価結果が承認された〔資料83〕〔資料84〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料83〕教育学研究科の教職課程に係る点検・評価項目及び分析における観点1（別表3-2）

〔資料84〕教育学研究科の教職課程に係る点検・評価項目及び分析における観点2（別表3-3）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、教育研究活動等の状況並びに成果について以下の方法等により発信している。

大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針（3つのポリシー）に関する事、教育研究上の基本組織に関する事、教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事については、教育学部・教育学研究科ホームページ、学生募集要項及び教職大学院パンフレットにより発信している〔資料85〕〔前掲資料3〕〔前掲資料4〕。

大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事については、三重大学ホームページにより発信している〔資料86〕。

入学者の選抜に関する事、入学者の数、授業料、入学料等に関する事については、学生募集要項により発信している〔前掲資料3〕。

校地、校舎等の設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、教職大学院パンフレット及び教職大学院 NEWS により発信するとともに、入試説明会や座談会における質問等において情報を提供している〔前掲資料 4〕〔資料 87〕〔前掲資料 12〕。

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについては、三重大学ホームページの web シラバスにより発信している〔資料 88〕。また、大学院の授業の一部を学外に向けても公開している〔前掲資料 12〕。

学修の成果等については、「中間報告プログラム（学修成果報告の中間報告）」及び「最終成果報告会（学修成果報告会）」等を三重大学ホームページにより発信している。いずれもチラシを作成し、学外からも参加できるようにしている。最終成果報告会についてはハイブリッド開催により、オンライン参加も可能としている〔資料 89〕。

教育委員会等との協力の状況については、三重大学ホームページにより発信している。なお、令和 5 年度及び令和 6 年度においては、教職大学院研究会の開催について情報発信した〔資料 90〕〔資料 91〕。

今後の改善等としては、収容定員や修了した者の数、標準修業年限以内で修了した者の占める割合、進学者数及び就職者数等に関する事などについて、学内にとどまらず広く公表していく体制を整えたい。また、学修の成果等の公開について、実習成果報告会は学内での公開にとどまっているため、可能な範囲での学外への情報発信を今後、検討していきたい。

《必要な資料・データ等》

〔資料 85〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ一連

〔前掲資料 3〕 令和 7（2025）年度三重大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻（教職大学院）学生募集要項

〔前掲資料 4〕 三重大学教職大学院・大学院案内 2025

〔資料 86〕 三重大学ホームページ進路選択及び心身の健康等に係る支援

〔資料 87〕 教職大学院 NEWS（令和 4 年度～令和 6 年度現在分）

〔前掲資料 12〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ入試説明会等

〔資料 88〕 三重大学ホームページ web シラバス

〔資料 89〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページ中間報告会及び最終成果報告会

〔資料 90〕 三重大学ホームページ教職大学院研究会開催のお知らせ

〔資料 91〕 三重大学教育学部・教育学研究科ホームページお知らせ一覧

（基準の達成状況についての自己評価：A）

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	チェック欄 (該当 <input checked="" type="checkbox"/>)	(上段) 項目 (下段) 根拠法令等	評価基準 観点等	根拠資料等
1	<input checked="" type="checkbox"/>	教育課程連携協議会の設置、産業界等 (教育委員会)との連携による教育課程 の編成、実施・評価 専門職大学院設置基準第6条第3項、 第6条の2	2-1 4-1	[資料18] 教職大学院運営協議会規程 [資料19] 教職大学院運営協議会議事メモ [資料50] 市町教育委員会との協議の記録
2	<input checked="" type="checkbox"/>	5領域についての授業科目（共通科目） の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関する 領域・・・ 平15年告示第53号第8条第1項	2-1	授業科目一覧 シラバス（基礎データで確認）
3	<input checked="" type="checkbox"/>	1年間又は1学期に履修科目として 登録できる単位数の上限の設定 専門職大学院設置基準第11条	2-2	[資料92] 三重大学大学院教育学研究科規 程
4	<input checked="" type="checkbox"/>	修了要件単位数（45単位以上） うち実習10単位以上 専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	[資料13] 三重大学大学院教育学研究科履 修の手引き
5	<input checked="" type="checkbox"/>	学生に対する評価及び修了の基準の 明示等 専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	[資料13] 三重大学大学院教育学研究科履 修の手引き
6	<input checked="" type="checkbox"/>	専任教員数 平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	(基礎データで確認)
7	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員数に対する実務家教員 数（4割以上） 平15年告示第53号第2条第5項	6-1	(基礎データで確認)
8	<input checked="" type="checkbox"/>	必置実務家教員のうちみなし専任教 員の割合（3分の2の範囲内） 平15年告示第53号第2条第2項	6-1	(基礎データで確認)
9	<input checked="" type="checkbox"/>	みなし専任教員の業務要件 (授業担当年間4単位以上ほか) 平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	(基礎データで確認)
10	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員のうち教授の割合 (必置の専任教員の半数) 平15年告示53号第1条第7項	6-1	(基礎データで確認)
11	<input checked="" type="checkbox"/>	SD研修に該当する機会の設定等 大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	[資料93] SD研修会一覧

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等